第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 (法人にあっては名称)	広島県
住所	広島市中区基町10番52号
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 6 年度

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☐ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	都道府県機関 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：　９８１１　）
事業の概要	県民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する。

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

改正省エネ法での体制と同様に、エネルギー管理統括官を財務部長とします。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	12,695　$t\text{-}CO_2$	12,568　$t\text{-}CO_2$	1.0　%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		12,568　$t\text{-}CO_2$	1.0　%
目標設定の考え方	令和６年度実績から1.0%削減を目指す。		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100
都道府県期間	0.04146	0.04105	1.0　%
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	エネルギー消費量に密接な関係を持つ値として、延床面積を指標としている。		

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

・計画的に省エネタイプの空調の導入など省エネ改修に努める。
・計画的にLED照明等の高効率次世代照明への更新を図る。
・県庁舎における電力再エネ指定（100%）

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

なし

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

「第５期広島県地球温暖化対策実行計画（改定版）」に基づき
○　県有施設照明のLED化
○　県設置の信号機のLED化
○　太陽光発電設備の導入
○　再エネ電力の調達
○　公用車の電動化
に取り組む。

５　その他の取組

・省資源・省エネルギー対策の推進
・廃棄物の減量化、リサイクルの推進
・環境に配慮した製品等の購入・使用
・建築物の建設・管理等における配慮
・職員の環境保全意識の向上

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	広島県庁舎
事業所の所在地	広島市中区基町10番52号
事業所の業種	都道府県機関
事業の概要	地方公務

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	1,517　$t\text{-}CO_2$	1,502　$t\text{-}CO_2$	1.0　%
温室効果ガス みなし排出量		1,502　$t\text{-}CO_2$	1.0　%
目標設定の考え方	令和６年度実績から1.0%削減を目指す。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

・計画的に省エネタイプの空調の導入など省エネ改修に努める。
・計画的にLED照明等の高効率次世代照明への更新を図る。
・県庁舎における電力再エネ指定（100%）

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

なし

２　その他の取組

・省資源・省エネルギー対策の推進
・廃棄物の減量化、リサイクルの推進
・環境に配慮した製品等の購入・使用
・建築物の建設・管理等における配慮
・職員の環境保全意識の向上